

新宿区みどりの条例

平成 2 年 11 月 30 日
条例第 43 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 10 条)
- 第 2 章 みどりの保護(第 11 条—第 19 条)
- 第 3 章 みどりの育成(第 20 条—第 25 条)
- 第 4 章 みどりの協力員(第 26 条)
- 第 5 章 みどりの推進審議会(第 27 条—第 28 条の 2)
- 第 6 章 助成(第 29 条)
- 第 7 章 雜則(第 30 条—第 33 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)をみどり豊かなうるおいと安らぎのあるまちにするため、区、区民及び事業者が協力して、今あるみどりを保護し、新しいみどりを育成することにより、景観に配慮した良好な都市環境の形成を図り、もって健康で快適な都市生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木、樹林、生垣、草花及び草地等をいう。
- (2) 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 建築行為等 新宿区規則(以下「規則」という。)で定める建築行為等をいう。

(区長の責務)

第 3 条 区長は、この条例の目的を達成するため、みどりの保護と育成に必要な施策を実施しなければならない。

2 区長は、都市環境におけるみどりの役割及び都市緑化技術等についての情報の収集に努めるとともに、みどりの保護と育成に関する知識の普及及び意識の啓発を図り、並びに区民の提案を尊重するよう努めなければならない。

(区民及び事業者の責務)

第 4 条 区民は、みどりの保護と育成に努めるとともに、区が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、みどりの保護と育成に努めるとともに、区が実施する施策に協力しなければならない。

(みどりの実態調査等)

第 5 条 区長は、規則で定める期間ごとに、みどりの実態調査及び自然環境調査を行い、その調査結果を公表しなければならない。

(計画の策定)

第6条 区長は、みどりの保護と育成に関する計画を策定しなければならない。

(区の木・区の花)

第7条 区の木はけやきとし、区の花はつつじとする。

2 区長、区民及び事業者は、区のみどりの象徴として、区の木及び区の花の保護と育成に努めなければならない。

(維持管理等の義務)

第8条 みどりを所有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)は、そのみどりを良好に管理するよう努めなければならない。

2 区民は、ひとしくみどりの効用を享受する者として、隣地からの落葉等については、相互理解のもとに適切な処理をしなければならない。

(団体の育成)

第9条 区長は、みどりの保護と育成の運動等を推進する区民の自主的団体に対し、情報の提供、技術指導その他その活動に必要な援助を行うものとする。

(自然環境の保全)

第10条 区長、区民及び事業者は、みどりの生育に必要な大気、水、土壤、昆虫及び野鳥等の自然環境を良好に保全するよう努めなければならない。

第2章 みどりの保護

(樹木等の保護及び回復)

第11条 土地の所有者又は管理者は、今ある樹木及び樹林の保護に努めなければならない。やむを得ず除去するときは、相応の樹木及び樹林の回復を図るよう努めなければならない。

(保護樹木等の指定)

第12条 区長は、樹木、樹林及び生垣のうち、特にみどりの文化財として保護する必要があると認めるもの(以下「保護樹木等」という。)を規則で定める基準により指定することができる。

2 区長は、保護樹木等の指定をしようとするときは、あらかじめその所有者等の同意を得なければならない。

3 区長は、保護樹木等を指定したときは、その旨を所有者等に通知し、及び公表する。

4 区長は、保護樹木等を指定したときは、台帳を作成し、及び当該保護樹木等にその旨を表示する標識を設置しなければならない。

5 何人も、前項の規定により設置された標識を汚損し、若しくは破壊し、又は区長の承認を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。

(保護樹木等の所有者等の責務)

第13条 保護樹木等の所有者等は、当該保護樹木等が貴重な自然の財産であり、良好な生活環境の保持に必要なものであることを認識し、保護樹木等の維持管理に努めなければならない。

(維持管理費の助成等)

第14条 区長は、保護樹木等の所有者等に対して、当該保護樹木等の維持管理に必要な費用を助成することができる。

2 区長は、保護樹木等を良好な状態に保つために必要な技術上の指導を行うように努めなければならない。

(届出義務)

第 15 条 保護樹木等の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 保護樹木等を伐採しようとするとき。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行うときは、伐採後遅滞なく届け出るものとする。
- (2) 保護樹木等が、滅失し、又は枯死したとき。
- (3) 保護樹木等又はその生育する土地を他に譲渡等をしようとするとき。
- (4) 氏名又は住所を変更したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保護樹木等に大きな変動があったとき。

2 区長は、前項第 1 号若しくは第 3 号の届出又は次条第 1 項第 2 号の申出があつた場合において、特に必要と認めるときは、保護樹木等の所有者等に対して変更の要請をすることができる。

(保護樹木等の指定解除)

第 16 条 区長は、次の各号の一に該当するときは、保護樹木等の指定を解除するものとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する届出があつたとき。
- (2) 保護樹木等の所有者等から、土地の利用に支障が生じる等の理由により指定の解除の申出があつたとき。
- (3) 保護樹木等として相当でなくなったとき。

2 第 12 条第 3 項の規定は、前項各号の規定により、保護樹木等の指定を解除する場合について準用する。

(保護樹木等の譲渡の申出)

第 17 条 保護樹木等の所有者等は、保護樹木等の保護及び保全を図るため、これを立木として、区へ譲渡する旨区長に申し出ることができる。

(保護樹木等の譲受)

第 18 条 区長は、第 15 条第 2 項に規定する変更の要請をしたとき、又は前条の申出を受けたときは、保護樹木等の所有者等と協議のうえ、当該保護樹木等を譲り受けることができる。

2 区長は、前項の規定により譲り受けた保護樹木等を、明認方法を施す等により、区民のために保護し、及び保全しなければならない。

(保護樹木の利用)

第 19 条 区長は、第 12 条第 1 項の規定により指定した保護樹林のうち、所有者等の同意を得たものを、区民の利用に供することができる。

第 3 章 みどりの育成

(公共施設の緑化)

第 20 条 区長は、区が設置し、又は管理する道路、河川、公園、学校、庁舎その他の公共施設について、規則で定める基準により緑化を行わなければならない。

2 国又は他の地方公共団体若しくはこれに準じる法人(以下「国又は地方公共団体等」という。)は、その設置し、又は管理する施設について、前項に定める基準に準じて緑化を行わなければならない。

3 前 2 項又は次条第 1 項に定める者は、前 2 項又は次条第 1 項の規定により植栽したみどりを良好に維持管理しなければならない。

(民間施設の緑化等)

第 21 条 土地の所有者又は管理者は、規則で定める基準により緑化を行わなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づき、緑化を行う者に対して、緑化に関する相談、技術指導、苗木等のあっせん及び供給等みどりの保護と育成に必要な措置をとることができる。

(区民等とのみどりの協定の締結)

第 22 条 区民が、区域を定めて、その区域内に所有し、又は管理する土地等について、樹木若しくは草花等の植栽、生垣の造成又は接道部の緑化等の推進及び管理について合意したときは、区長とみどりの保護と育成に関する協定(以下「みどりの協定」という。)を締結することができる。

2 前項の規定は、共同住宅の居住者等が、その所有し、又は管理する敷地若しくは壁面若しくは屋上若しくはベランダ等(以下「ベランダ等」という。)について、樹木、草花等の植栽の推進及び管理をするときに準用する。

3 前 2 項の規定によりみどりの協定を締結したものは、その協定の定めるところに従って、その所有し、又は管理する土地等若しくはベランダ等の緑化を行わなければならない。

4 区長は、みどりの協定を締結したものに対して、緑化に関する相談、技術指導、苗木等のあっせん及び供給等みどりの保護と育成に必要な措置を講じるものとする。

(事業者等とのみどりの協定の締結)

第 23 条 区長は、規則で定める面積以上の敷地を有する工場、事業所等の緑化について、その事業者又は管理者(以下「事業者等」という。)とみどりの協定を締結することができる。

2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の協定を締結した事業者等について準用する。

(モデル地区の指定)

第 24 条 区長は、みどりの保護と育成に関する施策を推進するため、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところによりみどりのモデル地区(以下「モデル地区」という。)を指定することができる。

2 区長は、前項に規定するモデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域内の区民の意見を聞くものとする。

3 区長は、モデル地区を指定したときは、その旨を公表する。

4 区長は、モデル地区を指定したときは、特にみどりの保護と育成に必要な措置を講じることができる。

5 第 3 項の規定は、モデル地区の指定の解除について準用する。

(建築行為等と緑化)

第 25 条 規則により定める規模以上の敷地等について建築行為等を行おうとする者は、事前にその行為に係る敷地等の緑化に関する計画書(以下「緑化計画書」という。)を区長に提出し、認定を受けなければならない。

2 国又は地方公共団体等が、規則で定める規模以上の敷地等について、建築行為等を行う場合は、事前に緑化計画書を区長に提出し、協議を行わなければならない。

3 前 2 項に規定する緑化計画書は、それぞれ第 11 条の趣旨並びに第 20 条及び第 21 条に定める基準に適合するものでなければならない。

4 建築行為等のうち、特に区長が重要と認めるものについては、前項で定める基準以上の緑化を推進し、地域の自然環境の向上に努めなければならない。

5 区長は、第1項に規定する緑化計画書の認定を受けないで建築行為等を行おうとする者又は認定を受けた緑化計画書の内容に違反し、若しくはその履行をしない者に対して、緑化計画書の認定を受けるよう又は当該認定に適合する緑化を行うよう若しくは緑化計画書を履行するよう勧告することができる。

第4章 みどりの協力員

(みどりの協力員の委嘱等)

第26条 区長は、みどりの協力員(以下「協力員」という。)を委嘱することができる。

2 協力員は、区が実施するみどりの保護と育成に関する施策に協力するとともに、地域における緑化の推進及び緑化思想の普及に努めなければならない。

第5章 みどりの推進審議会

(審議会の設置)

第27条 区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区みどりの推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) みどりの保護と育成に関する計画に関すること。
- (2) 保護樹木等の指定及び解除に関すること。
- (3) 保護樹木等の譲受等に関すること。
- (4) モデル地区の指定及び解除に関すること。
- (5) 第32条に定める違反行為の公表等に関すること。
- (6) 新宿区みどり公園基金条例(平成21年新宿区条例第28号)第5条の規定による新宿区みどり公園基金の処分に関すること。
- (7) その他みどりの保護と育成について、区長が必要と認める事項

3 審議会は、みどりの保護と育成に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。

(平17条例42・平21条例29・一部改正)

(審議会の組織)

第28条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、みどりの保護と育成について学識経験を有する者、区民及びみどりの保護と育成に関する団体の構成員のうちから、区長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例42・一部改正)

(小委員会)

第28条の2 審議会の効率的な運営を図るため、審議会に小委員会を置くことができる。

2 第27条第2項の規定にかかわらず、審議会は、同項第2号及び第6号に掲げる事項については、その調査審議を小委員会に委任することができる。

3 前2項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平21条例29・追加)

第6章 助成

(助成)

第29条 区長は、みどりの保護と育成に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を助成することができる。

第7章 雜則

(実地調査)

第30条 区長は、みどりの保護と育成の状況等について、必要があると認めるときは、職員に実地調査をさせることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

(国又は地方公共団体等に対する要請)

第31条 区長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めるときは、国又は地方公共団体等に対して、その所有し、又は管理する土地若しくは施設等におけるみどりの保護と育成について、協力を要請することができる。

(違反行為の公表等)

第32条 区長は、次の各号の一に該当する者があるときは、審議会の調査審議を経て、文書で警告するとともに、その事実を公表することができる。

- (1) 第15条第1項第1号に違反し、保護樹木等を届出なく伐採した者
- (2) 第25条第1項に違反し、緑化計画書を提出しないで建築行為等を行った者
- (3) 第25条第5項に規定する勧告に従わない者

(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平21条例29・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 新宿区緑と花の条例(昭和48年新宿区条例第4号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例施行前に旧条例の規定により行われた保護樹木等の指定その他の行為は、この条例の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則(平成17年6月20日条例第42号)

この条例中第27条第2項の改正規定は新宿区みどりの基金条例の一部を改正する条例(平成17年新宿区条例第41号)の施行の日から、第28条第1項及び第3項の改正規定は平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条第2項第6号の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

新宿区みどりの条例施行規則

平成 3 年 4 月 1 日

規則第 27 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 みどりの保護(第 5 条—第 17 条)
- 第 3 章 みどりの育成(第 18 条—第 27 条)
- 第 4 章 みどりの協力員(第 28 条)
- 第 5 章 みどりの推進審議会(第 29 条—第 34 条)
- 第 6 章 助成(第 35 条)
- 第 7 章 雜則(第 36 条—第 38 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新宿区みどりの条例(平成 2 年新宿区条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 20 規則 40・平 21 規則 28・一部改正)

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(建築行為等)

第 3 条 条例第 2 条第 3 号に規定する新宿区規則(以下「規則」という。)で定める建築行為等は、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定による確認を必要とする行為(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合又は法第 87 条第 1 項の規定により法第 6 条第 1 項の規定を準用する場合を除く。)
- (2) 法第 18 条第 2 項の規定による通知を必要とする行為(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合又は法第 87 条第 1 項の規定により法第 6 条第 1 項の規定を準用する場合を除く。)
- (3) 道路外に設ける駐車場及び自転車駐車場のうち建築物でないものの造成行為

(平 8 規則 49・平 13 規則 24・一部改正)

(みどりの実態調査の期間)

第 4 条 条例第 5 条に規定する規則で定める期間は、5 年とする。

第 2 章 みどりの保護

(保護樹木等の指定基準)

第 5 条 条例第 12 条第 1 項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 樹木 地上 1.5 メートルの高さにおける幹回りが 1.2 メートル以上の樹木(幹が複数に分かれている場合は、幹回り総和の 7 割をその幹回りとする。)
- (2) 樹林 面積が 500 平方メートル以上の樹林
- (3) 生垣 高さが地上 1.2 メートル以上、長さが 15 メートル以上の生垣で、景観上優れ、良好な管理が行われているもの

(4) その他 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるもの

(平12規則29・一部改正)

(保護樹木等の指定手続)

第6条 条例第12条第2項に規定する所有者等の同意は、保護樹木等指定同意書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第12条第3項の規定による通知は、保護樹木等指定通知書(第2号様式)によるものとする。

(保護樹木等の公表方法)

第7条 条例第12条第3項(条例第16条第2項で準用する場合を含む。)の規定による公表は、保護樹木等について、次の各号に掲げる事項を広報に登載する方法等により行う。

(1) 樹種

(2) 本数、面積、高さ及び長さ

(3) 所在地及び位置

(4) 所有者等の氏名及び住所(法人については、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(平12規則29・一部改正)

(保護樹木等の台帳及び標識)

第8条 条例第12条第4項に規定する台帳は保護樹木等指定台帳(第3号様式)によるものとし、同項に規定する標識は保護樹木等標識(第4号様式)によるものとする。

(保護樹木等への助成)

第9条 条例第14条第1項の規定による助成について必要な事項は、区長が別に定める。

(平12規則29・全改)

(保護樹木等の変更等の届出)

第10条 条例第15条第1項各号の規定により届け出ようとする者は、保護樹木等変更等届出書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、案内図及び位置図等を添付しなければならない。

(平9規則72・一部改正)

(保護樹木等の所有者等への変更要請)

第11条 条例第15条第2項に規定する変更の要請は、保護樹木等伐採等変更要請書(第6号様式)による。

(保護樹木等の指定解除)

第12条 保護樹木等の所有者等は、条例第16条第1項第2号に規定する指定解除の申出をしようとするときは、保護樹木等指定解除申出書(第7号様式)により区長に申し出なければならない。

2 条例第16条第1項第3号に規定する保護樹木等として相当でなくなったときは、保護樹木等が第5条各号で規定する基準に該当しなくなったときとする。

3 区長は、条例第16条第1項の規定による指定の解除をしたときは、保護樹木等指定解除通知書(第8号様式)により保護樹木等の所有者等に通知する。

(保護樹木等の譲渡の申出)

第13条 保護樹木等の所有者等が、条例第17条の規定により、保護樹木等を新宿区(以下「区」という。)へ譲渡するときは、保護樹木等譲渡申出書(第9号様式)により区長に申し出るものとする。

(保護樹木等の譲受等)

第 14 条 区長は、前条の規定による申出があったときは、その可否を決定し、保護樹木等の所有者等に保護樹木等譲受け決定通知書(第 10 号様式)により通知する。

2 区長は、譲り受けた保護樹木等について新宿区所有保護樹木等台帳(第 11 号様式)を作成する。
(保護樹木等の明認方法)

第 15 条 条例第 18 条第 2 項に規定する明認方法は、保護樹木等に新宿区所有保護樹木等標識(第 12 号様式)を設置することにより行う。

(保護樹林の利用手続)

第 16 条 条例第 19 条に規定する所有者等の同意は、保護樹林利用同意書(第 13 号様式)による。

2 区長は、前項の同意書を受理した場合には、必要な措置を講じるものとする。
(保護樹林の利用解除)

第 17 条 条例第 19 条の規定により区民の利用に供した保護樹林について、所有者等が、区民の利用の解除を申し出ようとするときは、保護樹林利用解除申出書(第 14 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申出があったときは、保護樹林の利用を解除し、保護樹林利用解除通知書(第 15 号様式)により保護樹林の所有者等に通知する。

第 3 章 みどりの育成

(緑化基準等)

第 18 条 条例第 20 条第 1 項及び第 2 項並びに条例第 21 条第 1 項の規定に基づく緑化は、周辺の景観に配慮して行わなければならない。

2 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める公共施設の緑化基準は別表第 1 に定めるとおりとし、条例第 21 条第 1 項に規定する規則で定める民間施設の緑化基準は別表第 2 に定めるとおりとする。ただし、敷地の使用又は周囲の状況その他の理由によりこの基準の適用が困難であると区長が認めたときは、これを緩和することができる。

(みどりの協定の申請等)

第 19 条 条例第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに条例第 23 条第 1 項に規定するみどりの協定を締結しようとする区民、居住者等又は事業者等は、みどりの協定締結申請書(第 16 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、図面その他協定内容を明らかにする書類を添付しなければならない。
3 区長は、第 1 項の協定を適当と認めたときは、区民、居住者等又は事業者等とみどりの協定を締結する。

(みどりの協定締結の区民等の基準)

第 20 条 条例第 22 条第 1 項及び第 2 項に規定するみどりの協定の締結は、おおむね次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める戸数以上の住居等を基準として行うものとする。

- (1) 次号の区域以外の区の区域 10 戸
- (2) 第 22 条第 2 号のみどりの推進モデル地区の区域 5 戸

(みどりの協定締結の事業者等の基準)

第 21 条 条例第 23 条第 1 項に規定する規則で定める面積は、1,000 平方メートルとする。

(モデル地区の指定基準)

第22条 条例第24条第1項に規定する規則で定めるモデル地区は、次の各号に掲げる地区とし、おおむね1町会の区域を基準とするものとする。

- (1) みどりの保全モデル地区 緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全及び緑化の推進を図る地区
 - (2) みどりの推進モデル地区 緑被率が低い地域において、新しく緑化の推進を図る地区
 - (3) 屋上緑化等推進モデル地区 商業地域等の業務地域において、屋上、ベランダ、壁面等の緑化を推進する地区
- (モデル地区の指定の公表方法)

第23条 条例第24条第3項(同条第5項で準用する場合を含む。)の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を広報に掲載する方法等により行う。

- (1) 地区の名称及び位置
 - (2) 地区の区域及び面積
- (緑化計画書の提出を必要とする敷地等の規模)

第24条 条例第25条第1項及び第2項に規定する規則で定める敷地等の規模は、250平方メートルとする。

(平8規則49・平13規則24・一部改正)

(緑化計画書等)

第25条 条例第25条第1項及び第2項に規定する緑化計画書は、第17号様式による。

- 2 区長は、前項の緑化計画書について認定し、又は協議したときは、その副本を交付することにより通知する。
- 3 前項の通知を受けた者は、緑化計画書の内容を変更するとき(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ変更緑化計画書(第18号様式)を区長に提出しなければならない。
- 4 区長は、前項の変更緑化計画書について認定し、又は協議したときは、その副本を交付することにより通知する。
- 5 第2項又は前項の通知を受けた者は、事業計画を中止等した場合には、緑化計画廃止届(第19号様式)を区長に提出しなければならない。
- 6 第2項又は第4項の通知を受けた者は、緑化が完了したときは、緑化完了届(第20号様式)を区長に提出しなければならない。
- 7 区長は、緑化計画書のとおりに緑化が履行されているときは、前項の緑化完了届の副本を交付することにより通知する。

(平8規則49・平13規則24・一部改正)

(重要な建築行為等)

第26条 条例第25条第4項に規定する特に区長が重要と認める建築行為等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に規定する高度利用地区(以下「高度利用地区」という。)内において行う建築行為等
- (2) 都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区(以下「特定街区」という。)内において行う建築行為等
- (3) 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区(同条第2項第3号に規定する地区整

備計画が定められている区域に限る。以下「再開発等促進区」という。)内において行う建築行為等

(4) 総合設計制度(法第 59 条の 2 第 1 項に規定する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例制度をいう。以下同じ。)の適用を受ける建築物に係る建築行為等

(5) 一団地建築物設計制度等(法第 86 条第 1 項から第 4 項まで(これらの規定を法第 86 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。)に規定する一の敷地とみなすことによる制限の緩和制度をいう。以下同じ。)の適用を受ける建築物に係る建築行為等

2 前項各号に掲げる建築行為等を行う場合において、第 18 条第 2 項の公共施設の緑化基準又は民間施設の緑化基準により算出された緑化面積の敷地面積に対する割合が 20 パーセント未満となるときは、これを 20 パーセント以上とするよう緑化を推進するものとする。

(平 8 規則 49・平 13 規則 24・平 21 規則 80・一部改正)

(勧告)

第 27 条 区長は、条例第 25 条第 5 項の規定による勧告をするときは、緑化計画書履行等勧告(第 21 号様式)により行う。

(平 8 規則 49・平 13 規則 24・一部改正)

第 4 章 みどりの協力員

(みどりの協力員の委嘱等)

第 28 条 条例第 26 条に規定するみどりの協力員は、区の区域内に在住し、みどりに深い関心を持つ者の中から区長が委嘱する。

2 みどりの協力員の定数は、50 人以内とする。

3 みどりの協力員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 みどりの推進審議会

(審議会の組織)

第 29 条 条例第 28 条第 1 項に規定する審議会の構成は、次のとおりとする。

(1) みどりの保護と育成について学識経験を有する者 5 人以内

(2) 区民 6 人以内

(3) みどりの保護と育成に関する団体の構成員 4 人以内

(平 17 規則 113・一部改正)

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第 32 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聞くことができる。

(小委員会)

第 32 条の 2 条例第 28 条の 2 第 1 項の小委員会は、会長の指名する委員 8 人以内をもって組織する。

2 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、小委員会を招集し、小委員会の会務を総理し、並びに小委員会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

4 小委員会は、条例第 28 条の 2 第 2 項の規定により委任を受けた事項(以下「委任事項」という。)を調査審議する場合においては、小委員会の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 委任事項を調査審議する場合における小委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(平 21 規則 28・追加)

(幹事及び専門員)

第 33 条 審議会の調査審議を補佐するために幹事及び専門員を置く。

2 幹事及び専門員は、別表第 3 に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第 34 条 審議会の庶務は、みどり土木部みどり公園課において処理する。

(平 8 規則 49・平 15 規則 41・平 20 規則 40・一部改正)

第 6 章 助成

(助成の要件等)

第 35 条 条例第 29 条の規定によるみどりの保護と育成に必要な助成の要件等は、別に区長が定める。

第 7 章 雜則

(身分証明書)

第 36 条 条例第 30 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書(第 22 号様式)によるものとする。

(平 8 規則 49・平 13 規則 24・一部改正)

(違反行為の警告及び公表方法)

第 37 条 条例第 32 条の規定による警告は、違反行為の警告書(第 23 号様式)によるものとし、同条の規定による公表は広報に登載する方法等により行う。

(平 8 規則 49・平 13 規則 24・一部改正)

(補則)

第 38 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平 20 規則 40・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 新宿区緑と花の条例施行規則(昭和 48 年新宿区規則第 21 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行前に旧規則の規定により行われた行為は、この規則の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則(平成4年5月26日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区みどりの条例施行規則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成5年4月1日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年1月31日規則第4号)

この規則は、平成7年2月1日から施行する。

附 則(平成7年3月30日規則第33号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規則第49号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、本則の改正規定(第26条第1号、第3号及び第4号並びに第34条を除く。)、別表第1及び別表第2の改正規定並びに第17号様式から第26号様式までの改正規定は、平成8年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の新宿区みどりの条例施行規則第17号様式の規定にかかわらず、平成8年6月30日までの間は、第17号様式は次のとおりとする。

様式 略

附 則(平成9年12月24日規則第72号)

1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の新宿区みどりの条例施行規則第8条の規定により設置された保護樹木等標識は、この規則による改正後の新宿区みどりの条例施行規則第8条の規定により設置された保護樹木等標識とみなす。

附 則(平成11年3月29日規則第17号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日規則第29号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第25条、別表第1、別表第2及び第17号様式から第23号様式までの改正規定並びに第24号様式から第26号様式を削る改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第41号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第33号)抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月20日規則第113号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第40号)抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、次に掲げる用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

(1)から(4)まで 略

(5) 第 25 条の規定による改正前の新宿区みどりの条例施行規則第 19 号様式の規定により作成した用紙

附 則(平成 21 年 3 月 30 日規則第 28 号)

この規則は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 31 日規則第 80 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に新宿区みどりの条例(平成 2 年新宿区条例第 43 号)第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出された同条第 1 項に規定する緑化計画書に係る同条第 3 項に規定する基準については、この規則による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 17 号様式、第 18 号様式及び第 20 号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 32 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 4 日規則第 76 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 52 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。